

## 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会 設置要綱

### 1. 目的

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）は、「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的」とし、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）は「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的」としている。

両法において、コンプレッサー※<sup>1</sup>のうち原動機の定格出力が一定以上のものについては、特定施設※<sup>2</sup>として規制対象となっている。

同機器については、低騒音化・低振動化の取組が進められる一方で、地方公共団体が受けている騒音規制法の特定施設に対する苦情のうちの約 3～4 割、振動規制法の特定施設に対する苦情のうちの約 1～2 割を占めている。

これらの状況を踏まえ、本検討会において、同機器の最近の低騒音化・低振動化に係る技術動向や、生活環境における影響実態等を整理しつつ、同機器の規制対象範囲の見直しの必要性について検討することを目的とする。

※ 1 圧縮した気体をタンクにため、当該圧縮気体を動力源として工作機械等で使用するための機器。日本語では圧縮機。

※ 2 騒音規制法においては、特定施設（工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設）として、空気圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）が定められている。

振動規制法においては、特定施設（工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設）として、圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）が定められている。

### 2. 検討内容

- (1) 騒音規制法に基づく空気圧縮機に係る規制対象の見直し検討について
- (2) 振動規制法に基づく圧縮機に係る規制対象の見直し検討について

### 3. 運営

- (1) 本検討会は、別紙に掲げる学識経験者等で構成する。

- (2) 本検討会には、座長を置き、座長は、検討会の議事の運営及び整理をする。
- (3) 座長に事故等があるときには座長が予め指名する委員がその職務を代行する。
- (4) 検討会は、環境省の請負業者が設置する。
- (5) その他、検討会の運営にあたり必要な事項は、座長が定める。

#### 4. 開催期間・回数

令和3年7月28日～令和4年3月25日の期間中、3回程度開催する。

(別紙)

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会  
委員名簿

	氏 名	所 属
学 識 経 験 者	井上 保雄	(株) アイ・エヌ・シー・エンジニアリング 技監
	坂本 慎一	東京大学生産技術研究所 教授
	森下 達哉	東海大学工学部動力機械工学科 教授
	○矢野 隆	熊本大学 名誉教授
	横島 潤紀	神奈川県環境科学センター 副技監
自 治 体	千室 麻由子	川崎市環境局環境対策部環境保全課長
	久田 浩一	名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課長

(五十音順)

○：座長